

セグメント情報

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び連結子会社17社（前連結会計年度18社）で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当社グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

なお、「銀行業」は、連結子会社の銀行業務、銀行事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、有価証券投資業務、投資ファンドの運営業務を集約しております。

「リース業」は、連結子会社のいよぎんリース株式会社において、リース業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	210,981	18,504	229,486	2,402	231,888	—	231,888
セグメント間の内部経常収益	518	350	869	24,533	25,402	△25,402	—
計	211,500	18,855	230,355	26,935	257,291	△25,402	231,888
セグメント利益	74,266	570	74,836	20,651	95,488	△20,461	75,027
セグメント資産	9,167,521	75,072	9,242,593	507,819	9,750,412	△548,827	9,201,585
セグメント負債	8,390,261	53,730	8,443,991	7,128	8,451,120	△52,257	8,398,862
その他の項目							
減価償却費	7,001	21	7,022	55	7,078	△137	6,940
資金運用収益	145,156	170	145,327	20,497	165,824	△20,686	145,137
資金調達費用	55,603	201	55,804	0	55,805	△197	55,607
特別利益	1	—	1	—	1	—	1
(固定資産処分益)	(1)	—	(1)	—	(1)	—	(1)
特別損失	781	—	781	0	782	—	782
(固定資産処分損)	(360)	—	(360)	(0)	(360)	—	(360)
(減損損失)	(224)	—	(224)	—	(224)	—	(224)
(金融商品取引責任準備金繰入額)	—	—	—	(0)	(0)	—	(0)
(固定資産解体費用引当金繰入額)	(196)	—	(196)	—	(196)	—	(196)
税金費用	20,694	153	20,848	102	20,951	△9	20,941
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,402	16	19,418	63	19,482	△143	19,338

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額△20,461百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△548,827百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△52,257百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 減価償却費の調整額△137百万円、資金運用収益の調整額△20,686百万円、資金調達費用の調整額△197百万円、税金費用の調整額△9百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△143百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	242,018	21,463	263,482	2,636	266,118	—	266,118
セグメント間の内部経常収益	803	364	1,167	41,952	43,119	△43,119	—
計	242,821	21,828	264,649	44,588	309,238	△43,119	266,118
セグメント利益	98,160	524	98,684	37,957	136,641	△37,435	99,206
セグメント資産	9,503,707	88,998	9,592,705	512,705	10,105,411	△565,599	9,539,812
セグメント負債	8,653,678	68,856	8,722,535	7,988	8,730,523	△68,594	8,661,929
その他の項目							
減価償却費	7,828	44	7,872	68	7,941	△145	7,795
資金運用収益	150,658	212	150,871	37,512	188,384	△37,963	150,420
資金調達費用	45,994	460	46,455	0	46,455	△463	45,991
特別利益	6,009	—	6,009	—	6,009	—	6,009
(固定資産処分益)	(9)	—	(9)	—	(9)	—	(9)
(受取和解金)	(6,000)	—	(6,000)	—	(6,000)	—	(6,000)
特別損失	662	0	663	0	664	△5	659
(固定資産処分損)	(455)	(0)	(456)	(0)	(456)	(△5)	(451)
(減損損失)	(207)	—	(207)	—	(207)	—	(207)
税金費用	29,990	135	30,125	159	30,285	4	30,289
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	9,403	126	9,529	121	9,650	△82	9,567

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、情報処理受託・ソフトウェア開発業及び証券業等であります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額△37,435百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△565,599百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△68,594百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (4) 減価償却費の調整額△145百万円、資金運用収益の調整額△37,963百万円、資金調達費用の調整額△463百万円、特別損失の調整額△5百万円、税金費用の調整額4百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△82百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

金融再生法開示債権及びリスク管理債権

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,987	10,440
危険債権	72,846	78,239
要管理債権	12,990	13,399
うち三月以上延滞債権	1,888	2,598
うち貸出条件緩和債権	11,102	10,801
小計A	94,824	102,079
(貸出金等に占める割合)	(1.54%)	(1.58%)
正常債権	6,053,028	6,329,480
(貸出金等に占める割合)	(98.45%)	(98.41%)
合 計	6,147,853	6,431,559
Aの保全率（カバー率）	74.28%	76.06%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。